

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 他人の建物に行った内部造作

Q. 他人の建物に内部造作をする場合、減価償却はどうなりますか？

A. 法人税では、減価償却資産を限定列挙していますので、他人の建物について行った内部造作についても、そのいずれかに分類しなければなりません。

しかしながら、分類についての明確な規定がないので判断に迷うところですが、耐用年数の適用等に関する取扱通達1-2-3に、自己の建物について行った内部造作についてはその建物の耐用年数を適用するとの取扱いがありますので、その考え方からすると、他人の建物について行った内部造作についても、建物附属設備に該当するものを除き、建物に含めるのが相当と考えられます。

したがって、この場合には、定額法により減価償却費の計算を行うこととなります。

なお、この場合の耐用年数は、耐用年数の適用等に関する取扱通達1-1-3((他人の建物に対する造作の耐用年数))により建物の耐用年数、その造作の種類、用途、使用材質等を勘案して、合理的に見積もった年数によることとなります。

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/10.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5406.htm>

消費税

★ 免税事業者からの仕入税額控除

Q. インボイス制度が導入されたら、免税事業者からの仕入は税額控除できなくなるのですか？

A. 原則はそうですが、経過措置が設けられています。

インボイス制度が導入されると、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れは、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

しかしながら、インボイス制度開始から一定期間については、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして

控除できる経過措置が設けられていますので、この期間については、一定の額を控除することができます。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

①令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%

②令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存をしておかなければなりません。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei_faq/01.htm

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei_faq/03.htm

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei_faq/09.htm

★ 個人事業者が適格請求書発行事業者になる場合

Q. 個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になる場合、消費税の申告はどのようになりますか？

A. 次の取扱いになります。

①免税事業者の場合(登録に際して令和5年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を除く)

令和5年分について免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合(令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日である令和5年10月1日から生じることとなります)には、登録日である令和5年10月1日以後は課税事業者となりますので、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの期間に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

②課税事業者の場合(登録に際して令和5年分を適用開始課税期間とする課税選択届出書を提出した場合を含む)

令和5年分について課税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、同日から適格請求書発行事業者となりますが、その課税期間(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)中に行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて、令和5年分の消費税の申告が必要となります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-04.pdf>

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0021009-084_01.pdf

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>

★ 適格請求書発行事業者である親の事業を相続した場合

Q. 適格請求書発行事業者である親の事業を相続した場合、どのような取扱いになりますか？

A. 次のようになります。

適格請求書発行事業者である親の事業を相続した場合は、次のような取扱いになります。

① 令和5年10月1日より前の相続の場合

令和5年10月1日から登録を受けることとされていた事業者が、令和5年10月1日より前に死亡した場合は、登録の効力は生じません。したがって、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書を提出する必要があります。相続による事業承継の場合は、令和5年9月30日までに登録申請書を提出すれば令和5年10月1日から登録を受けることができます。

② 令和5年10月1日以後の相続の場合

令和5年10月1日以後に適格請求書発行事業者が死亡した場合、その相続人は「適格請求書発行事業者の死亡届出書」を提出しなければならず、届出書の提出日の翌日又は死亡した日の翌日から4月を経過した日のいずれか早い日に登録の効力が失われます。

また、相続により事業を承継した相続人が、適格請求書発行事業者の登録を受けるには、登録申請書を提出しなければなりません。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-04.pdf>

所 得 税

★ 源泉徴収不足額の清算

Q. 先日退職した社員の退職金から源泉徴収する金額を間違っ少なく差し引いていました。本人が確定申告して納税するという方法は認められますか？

A. 認められません。

所得税では、国内において退職手当等の支払をする者は、その支払の際に、その退職手当等について所得税等を徴収し、これをその徴収の日の属する月の翌月10日までに国に納付しなければならないこととなっています。

また、退職手当等の支払者が「退職所得の受給に関する申告書」の記載事項に誤りがあったことにより生じた源泉徴収不足税額があることを知った場合は、直ちにその源泉徴収不足税額を徴収し、納付しなければならないとされています。

ところで、源泉徴収義務者がその徴収した源泉所得税等を納付しなかったときは、その支払の際、所得税等の額を源泉徴収していたかどうかにかかわらず、税務署長は、その源泉徴収義務者に対して納税の告知をした上で、その源泉所得税等を徴収することとなっています。そして、源泉徴収義務者が源泉徴収をしていなかった場合は、その徴収していなかった所得税額等の額を所得者に対してその額の支払いを請求できることとなっています。

このことから、源泉徴収不足額は源泉徴収義務者が所得者から徴収して納付しなければならず、所得者が確定申告して清算することは認められません。